

# 武雄市新文化交流施設エリア管理運営計画策定等支援業務仕様書

## 1. 業務概要

- (1) 業務名：武雄市新文化交流施設エリア管理運営計画策定等支援業務
- (2) 業務場所：武雄市武雄町大字武雄 5538 番地 1
- (3) 施設用途：文化施設

## 2. 目的

本業務は、令和5年3月策定の武雄市新文化交流施設エリア整備基本計画のコンセプトである「Cultural Fusion 次世代の武雄を創造する文化融合施設エリア」や、令和4年3月策定の武雄市文化のまちづくり構想に掲げる基本理念である「もっと開かれた もっと関われる もっとつながれる 文化が生きるまち」に基づき、施設エリアの役割や望ましい姿を見据えながら、当該施設エリアの令和8年秋ごろの開館後の運営に向け、管理運営計画検討委員会を中心に各種関連主体と連携しながら「武雄市新文化交流施設エリア管理運営計画」策定支援及び計画実現に向けての支援を行うものである。

## 3. 履行期間 契約締結日から令和6年3月22日まで

※繰越申請手続きが未了のため、繰越承認後に契約期間の延長を行い、適正期間を確保することとします。

## 4. 業務内容

### ①管理運営計画の策定支援

#### (1) 管理運営基本方針の検討

管理運営計画策定の目的、コンセプト、施設としての在り方等の基本方針をまとめる。

#### (2) 事業計画

武雄市新文化交流施設エリア整備基本計画内で掲げる文化施設（新文化棟及び大ホール棟）における各諸室、庭園等の屋外エリアの機能・特性を理解し、エリア内外の回遊性にも配慮した、武雄市文化のまちづくり構想内の事業案を具現化する事業の在り方を検討する。

ア 基本方針の確認

イ 事業内容の検討

ウ 開館記念事業の実施方針

#### (3) 組織計画

運営主体の検討や、武雄公民館と連携した文化施設の効果的な運営についての検討を行う。

ア 基本方針の確認

イ 直営・指定管理及びその他管理運営体制の検討

ウ 武雄公民館と連携した運営方針の検討

エ 市民協働・市民参画による運営方式の検討

オ 管理運営組織計画の作成

#### (4) 施設管理計画

全体のマネジメント方針、維持管理など必要となるメンテナンス計画なども含め検討を行う。

ア 基本方針の確認

- イ 開館時間、休館日、利用料金の設定
- ウ 予約受付方法等の検討
- エ 施設利用時のルール等の検討
- オ 庭園との一体利用の検討

(5) 広報宣伝計画

全体的な広報宣伝の手法の検討のほか、武雄市文化のまちづくり構想における事業案「市民主体の情報発信の推進」を念頭に市民参加型の広報宣伝の手法の検討も行う。

- ア 基本方針の確認
- イ 広報活動実施方針
- ウ 施設の愛称等（ロゴも含む）の検討

(6) 収支計画

- ア 基本方針の確認
- イ 収支項目の整理
- ウ 民間資金導入方法の検討

(7) 管理運営計画策定委員会の運営

- ア 管理運営計画策定委員会の運営・記録
- イ 会議等に必要な資料の作成
- ウ 事前打合せ等の実施

(8) 市民意見聴取の実施

市民意見聴取としてワークショップや座談会等を実施

(9) 管理運営計画策定スケジュールの作成

②管理運営計画の調整・実施及び開館準備支援

(1) 管理運営事業計画の策定支援

- ア 自主事業計画の策定
- イ 貸館事業計画の策定

(2) 管理運営組織づくりに関する支援

- ア 開館後の運営を行う組織構築のための支援
- イ 市民協働・市民参画の組織化及び運営支援
- ウ 市民協働・市民参画による事業の企画運営

(3) 開館に向けた準備支援

- ア 開館記念事業の企画支援
- イ 広報活動の実施支援
- ウ 設置条例・規則等の策定支援

(4) 管理運営計画策定委員会の運営

- ア 管理運営計画策定委員会の運営・記録
- イ 会議等に必要な資料等の作成
- ウ 事前打合せ等の実施

(5) 市民意見聴取の実施・運営

- ア 市民ワークショップ等の市民意見聴取の運営・記録
- イ 市民意見聴取に必要な資料の作成
- ウ 募集等に必要な資料の作成

(6) 管理運営計画の調整・実施及び開館準備スケジュールの作成

③その他関連する業務

関連する資料提供や会議等への出席、管理運営に関わる準備を進めるために必要な業務

5. 成果物

- |                    |                          |        |
|--------------------|--------------------------|--------|
| (1) 管理運営計画書        | A 4 版                    | 8 部    |
| (2) 管理運営計画書概要版     | 仕上がり A 4 版<br>4 色カラー両面印刷 | 5 0 部  |
| (3) 報告書            |                          | 3 部    |
| (4) 上記データ (CD-R 等) |                          | 正副 2 部 |

なお、成果品著作権は、武雄市に帰属する。

6. その他

- (1) 業務内容の詳細及び仕様書に定めのない事項については法令に定めるもののほか、発注者と受託者双方による協議を行い決定すること。
- (2) 業務期間中は発注者からの進捗確認にいつでも応じること。
- (3) 本業務において知りえた秘密事項は、秘密を厳守するものとし、一切他に公表もしくは貸与、使用しないこと。
- (4) 本業務の履行に当たっては、その他関係法令、通達等ならびに武雄市の条例。規則等を遵守すること。